

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行に伴う各種改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第13号）が本年2月14日に別紙1のとおり公布されたところであり、その概要等は下記のとおりである。

また、同令の施行に伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日付け健医発0319第458号厚生省保健医療局長通知）の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」（以下「要綱」という。）の一部を別紙2のとおり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「基準」という。）の一部を別紙3のとおり改正し、本年4月1日から適用することとした。

貴職におかれては、これらの内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知においては、同令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生労働省令第99号）を「施行規則」と略称する。

記

1 改正の趣旨

- (1) 感染症の発生の状況及び動向を把握するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた病院又は診療所（以下「指定届出機関」という。）の管理者は、指定届出機関の医師が同条第2項の規定により厚生労働省令で定める疑似症の患者を診断したときは、当該患者の年齢、性別等の事項を管轄の都道府県知事に届け出なければならないとされている。当該疑似症の範囲及び指定届出機関の指定の基準については、施行規則第6条第2項において定められている。

- (2) 今般、厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、より効果的

に感染症の発生動向を把握するため、施行規則等を改正し、疑似症の定義及び指定届出機関の指定の基準を変更するもの。

2 改正の概要

(1) 疑似症の範囲を「発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの」に改正する。

(2) 指定届出機関の指定の基準を「集中治療その他これに準ずるものを提供することができる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるもの」に改正する。

(3) 要綱第5「事業の実施」の4(2)定点の選定における具体的な疑似症定点の届出医療機関は、以下、アからウの優先順位で、別に定める基準を踏まえて選定すること。

ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料(1～4)、小児特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料(1～2)の届出をしている医療機関

イ 法に基づく感染症指定医療機関

- ・法に基づく特定感染症指定医療機関
- ・法に基づく第一種感染症指定医療機関
- ・法に基づく第二種感染症指定医療機関

ウ マスギャザリング(一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団)において、疑似症定点として選定することが疑似症発生状況の把握に有用な医療機関(例：大規模なスポーツ競技大会等において、観客や大会運営関係者等が受診する可能性のある医療機関)

3 施行期日

平成31年4月1日

(参考)

基準については以下 URL を参照のこと。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html#list01